

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月27日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第37号

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成13年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(減免の申請)</p> <p>第3条 条例第3条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の長に対し、<u>障害者及び市長が特に必要と認めた者（以下「障害者等」という。）</u>にあっては<u>当該障害者等が交付を受けている次に掲げる書類を提示し、介護者にあっては障害者等に現に付き添っている者である旨を申し出て、減額又は免除の申請をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳</u></p> <p>(2) <u>都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から交付される療育手帳</u></p> <p>(3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳</u></p> <p>(4) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）第7条第4項に規定する医療受給者証</u></p> <p>(5) <u>難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により指定難病にかかっている旨その他の厚生労働省令で定める事項を証するもの</u></p> <p>(6) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証</u></p> <p>(7) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証</u></p>	<p>(減免の申請)</p> <p>第3条 条例第3条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の長に対し、<u>障害者</u>にあっては<u>当該障害者が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものとして市長が特に認めるものを提示し、付添者にあっては障害者に現に付き添っている者である旨を申し出て、減額又は免除の申請をしなければならない。</u></p>

(8) 前各号のほか、市長が特に認めたもの

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。